

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の 情報マガジン

10
2025

TOPICS

P2 資産安心コラム

一次相続で安心しすぎると
起きてしまう落とし穴とは



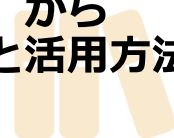
P3 暮らしとお金の教養講座

相続の分け方・活かし方
遺言と信託の正しい併用術



P4 相続・贈与の基礎知識

将来への備えは「今」から
民事信託の基礎知識と活用方法



数字で見る相続

土地信託登記件数
2024年20,391件



法務省の2024年登記統計では、2024年の土地の信託に関する登記件数は20,391件と2015年の4,257件から約5倍になりました。最新のデータでも、2021年12,805件、2022年17,572件、2023年20,321件と年々増加しています。

不動産信託は民事信託の主要な利用形態の一つで、信託された不動産には、その旨の登記手続きが必要なため、不動産の信託登記件数の推移は、民事信託の利用状況の傾向を把握する参考になります。ただし、不動産の信託登記は商事信託などほかの信託形態でも行われるため、民事信託の件数と完全に一致するわけではありません。また、動産などの民事信託は登記が不要なため、含まれていません。あくまで不動産の信託登記件数の動向に基づいた推測ですが、民事信託の利用件数は年々増加傾向にあるといえるでしょう。

一次相続で安心しすぎると 起きてしまう落とし穴とは

相続税対策として「配偶者に全財産を相続させる」選択はよくありますが、二次相続で子どもに大きな税負担が発生するケースが少なくありません。今回は、一次相続と二次相続で税額に差が生じる理由や財産の配分設計時に考慮すべきポイントを説明します。

配偶者が全財産を相続すると 二次相続の税負担はどうなる？

両親がいる場合、両親のどちらかが亡くなったときの相続が一次相続、そして残されたもう一人の親が亡くなったときの相続を二次相続と呼びます。一次相続では、配偶者に対する税額軽減の優遇措置が適用され、配偶者の相続した財産が、配偶者の法定相続分相当額または1億6,000万円のどちらか多い金額までは相続税はかかりません。このため、一次相続で配偶者が全財産を相続しても「税額ゼロ」になる例も多くあります。

しかし、一次相続で配偶者が全財産を相続した場合、二次相続でその財産を子どもが相続する際に相続税の負担が重くなる可能性があります。理由は次のとおりです。

①一次相続時より法定相続人の数が減り、相続税の基礎控除額が少なくなる、②配偶者自身の財産も相続財産に加算されるため、課税対象額が増加する、③子どもが相続した場合は小規模宅地等の特例の適用要件が厳しいため、課税対象額を軽減することが困難となる、などの理由があります。

そこで、一次相続時に財産の一部を子どもに相続させることで、相続税の総額を抑えられる可能性があります。たとえば両親と子どもの3人家族で、父の死後に遺産1億円を母がすべて相続すると一次相続の相続税はゼロですが、母の死後に子どもがその全額を相続したときには、二次相続で1,220万円の相続税が課されます。一方、一次相続時に遺産のうち1,000万円を子どもに相続させていれば、一次相続では77万円の相続税が課されますが、二次相続での遺産9,000万円に対する相続税は920万円となり、一次・二次相続の相続税の総額を223万円抑えることができます。

一次・二次をセットで考える 今からできる対策のすすめ

相続税対策では、二次相続まで考慮することが重要です。一次相続で、相続税がかからない「安心」に留まらず、相続人を「分散」させることも検討しましょう。子どもにも財産の一部を相続させることで、税負担軽減の効果が期待できます。特に、値上がりが予測される財産は、子どもに相続させる方が有利です。

また、生命保険、暦年贈与や相続時精算課税制度の非課税枠を活用して、相続税の課税対象となる財産を減らす方法も有効です。一次相続と二次相続が10年以内に開始したときは相次相続控除を適用できる場合があります。その場合、一次相続で納めた相続税のうち一定額が二次相続の納税額から控除されます。

相続税対策を行う際には、いくつか注意点があります。まず、一次相続で「相続税ゼロ」を実現した場合でも、二次相続の負担まで含めて判断する必要があります。

また、配偶者が全財産を相続すると、管理・処分負担も大きくなり、将来の認知症リスクや判断力の低下の際に問題が生じる可能性があります。早めに行える準備としては、親世代の財産構成と名義を見直して生前贈与を活用する方法、一次・二次相続の試算をもとに専門家と財産の配分設計を検討することがあげられます。

相続は一度で終わるものではなく、2回にわたる税務イベントと考えて対策する必要があります。一次相続の「無税」に安心せず、二次相続まで見据えた財産の配分設計が重要です。今のうちから、家族の将来を見越した準備と相談を進めておきましょう。

相続の分け方・活かし方 遺言と信託の正しい併用術

遺言では「誰にどの財産を引き継ぐか」を指定できますが、民事信託を併用することで、遺言では指定できない「相続後の活用方法」も設計が可能です。今回は、遺言と信託の役割の違い、併用のメリットなどを説明します。



遺言は「その後」が見えない？ 分けにくい財産でのトラブル

遺言は、相続開始後に「誰に、どの財産を、どのくらい相続させるか」を指定することができる手段です。しかし、すべてを遺言でカバーできるわけではありません。たとえば、「長男に不動産を相続させる」と指定できても、その不動産を売却するのか活用するのか、売却金をどう使うのかなど、相続後の運用までは指定できません。不動産が収益物件であれば、長男が「名義人＝管理者」となるため、ほかの相続人に不公平感が生じることもあります。このように、遺言は財産の「分け方」は指定できても、「活用のルール」までは踏み込めないのです。

相続後の管理や活用に関するトラブルは、不動産、自社株、高額な動産（美術品・骨董など）といった分割が困難で、評価がむずかしく価値が変動するものなどで起きることが多い傾向にあります。たとえば、不動産を共有で相続させた場合、将来の売却や建て替えをめぐる話し合いがこじれ、争いになることがあります。また、自社株を後継者に集中して相続させた結果、経営に関与できなくなったほかの相続人が不満を抱くというケースもあります。

相続は「遺言を遺しておけば揉めない」というものではありません。遺言の内容があいまいだったり、財産の分け方が不公平だったりすると、かえって争いの原因となることもあります。

たとえば、「不動産は長男、預金は次男」と指定した場合は、不動産と預金の評価が均等でなかったり、将来的な価値の変動が考慮されていないことで、感情的な対立が生じる可能性があります。

相続の仕組みは遺言＋信託で 想いを確実に届ける準備を

これに対して、民事信託では、財産の承継について、「どの財産を誰に渡すか」だけでなく、いつ、どのように渡すのか、また、その財産を誰が管理し、誰が利益を得るのか、まで細かく設計することが可能です。たとえば、不動産を長男が管理し、収益は母と妹に等分に配分するといった指定も可能です。このように、「管理・運用する権利」と「経済的利益を受け取る権利」を分けて設計できることが、民事信託の大きな特徴です。

さらに、遺言を通じて信託契約を発動させる（遺言信託）ことも可能です。この方法では、遺言で財産の引き継ぎ先を指定し、民事信託では財産の活用方法を管理するという役割分担が生まれ、両者を併用することで、相続対策の選択肢が広がります。

民事信託は柔軟に設計ができる制度ですが、それだけに「誰を受託者にするのか」「誰を受益者にするのか」「最終的に財産を誰に渡すのか」などの事前設計がとても重要です。家族構成や財産の種類、本人の希望に応じてオーダーメイドで相続の仕組みをつくることも可能です。たとえば、高齢の配偶者が残されるケース、障がいのある家族がいるケース、また事業用資産や収益物件を所有しているケースなどでは、遺言と信託を組み合わせることでより安心・安全で円滑な財産承継が可能となります。

遺言は財産の「承継先」を決めるための手段であり、信託は「承継後」の流れを設計できる手段です。特に土地や共有財産などの分けにくい財産を抱えている場合、遺言と民事信託を併用する相続設計が、トラブルを防ぐ有効な方法となります。

将来への備えは「今」から 民事信託の基礎知識と活用方法

親の認知症や相続をめぐるトラブルが社会問題になるなか、注目を集めているのが『民事信託』です。元気なうちに信頼できる家族と契約を結ぶことで、財産の管理や承継をスムーズに行うことが可能です。今回は、民事信託の基礎知識や活用ポイントを説明します。

柔軟で安心できる資産管理 民事信託の基礎知識

民事信託は、本人の判断能力が十分なうちに、信頼できる家族や親族に財産の管理や運用、処分する責任を任せる制度です。この仕組みは、信託財産となる財産を提供する「委託者」、非営利目的でその財産を管理・運用・処分する「受託者」、その財産から生じた利益を受け取る「受益者」の三者で構成され、形式的には、信託財産の所有名義を受託者に移すことが特徴です。

たとえば、親が所有する不動産の管理を子どもに任せて、賃料収入を親が受け取るという契約も可能です。民事信託の特徴は、生前には効力が生じない「遺言」や、財産管理に制約がある「成年後見制度」とは異なり、契約によって生前に柔軟な設計が可能なことです。一方、商事信託は、信託銀行などが受託者となり、営利目的で行われます。身近に頼れる家族がいない場合など、収益性のある不動産の管理や運用を信託銀行などに任せることで、面倒な資産管理の負担を軽減できます。

相続・認知症対策に有効 民事信託を活用するポイント

民事信託には、次のようなメリットがあります。

①本人の判断力が低下しても家族などが財産管理できるため、認知症対策として有効、②障がいにより財産管理が困難な子どもを支援する仕組みとして利用できる、③受託者が亡くなった後の財産の承継先を指定できるため、二次相続対策として有効、④事業承継において、経営者が自社株を信託することで、財産権と経営権を分離し、円滑な承継を可能にする、などです。

ただし、信託財産の種類や、受託者と受益者の設定を誤ると、思わぬ課税やトラブルが発生する可能性もあるため、慎重な設計が必要です。

民事信託は、「元気なうちにできる相続・財産管理対策」として非常に有効な方法です。家族の将来を見据えて、早めに準備を進めておくことが重要です。民事信託を行う際は、制度の仕組みや注意点を十分に理解したうえで、信頼できる家族や専門家と協力して最適な設計を行いましょう。